

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

太田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 太田地域

(1) 現況

本地域は、渡良瀬川からの取水による農業用水を利用した水田地帯であるが、輸送機器を中心とした工業が盛んな地域で、人口の多い地域である。

そのため、農村と都市の調和を図っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の維持・発展を図りつつ、農民と都市住民との交流を促進し、多面的機能の促進を図ることとする。

2. 尾島地域

(1) 現況

本地域は、やまといも、ごぼう等、露地野菜を主体とした畑作が中心である。

また、広大な住宅団地や旧国道に面した商店街があり、そうした住民と農村の調和を図っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、周辺住民との調和を図り、多面的機能の促進を図ることとする。

3. 新田地域

(1) 現況

本地域では、中部は水田による米麦主体、南部、北部は畑作利用による施設、露地野菜が中心であり、また、北部は酪農が盛んな地域でもある。

当地域は、工業団地や住団地が複数存在し、近年、人口が増加しつつあるため、農村と周辺住民との調和を図っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、周辺住民との調和を図り、多面的機能促進を図るものとする。

4. 藪塚地区

(1) 現況

東部の水田地帯では、ため池や岡登用水による稲作が古くから行われており、農業用排水施設を適切に保管理することにより、良好な水田景観と自然環境の調和を図ることが必要である。また、畑作台地で畑地灌漑事業が行われ、畑地灌漑用水を利用した小玉すいかやハウレンソウ等の生産が盛んな地域であり、貴重な水資源の保全が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の維持発展を図ることで、景観形成や多面的機能の促進を図るものとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	<u>促進区域全域</u>	法第3条第3項第1項に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

〔法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法第3条3項第2号、第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報を共有し有効的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。〕